

令和8年1月7日

福井県年縞博物館カフェ出店者募集要綱

福井県年縞博物館カフェの出店者を次により募集する。

1 趣旨

福井県年縞博物館（以下「年縞博物館」という。）は、三方青年の家や若狭三方縄文博物館をはじめとする教育施設、文化施設や道の駅三方五湖、三方五湖PAなどの三方五湖観光の拠点となる地区にあり、教育、文化活動、および観光の拠点施設として活用されている。縄文ロマンパーク内の年縞博物館にあるカフェとして、県民の憩いの場として広く親しまれるとともに、年縞博物館にふさわしい雰囲気の店舗と、質の高いサービスを提供できる出店者を募集する。

2 施設概要

(1) 施設

ア 名	称	福井県年縞博物館
イ 所	在	福井県三方上中郡若狭町鳥浜
ウ 構	造	混構造（鉄筋コンクリート造、木造、鉄骨造 2階建て）
エ 延 床 面 積		施設全体 1,777.30 m ² （うち飲食施設がある展示棟 996.08 m ² ）
オ 年間入館者数		50,665人／年（令和6年度実績）

(2) カフェ

ア 位	置	展示棟2階 北側
イ 面 積		41.31 m ² （うち厨房9.83 m ² ） 客席15席程度、トイレあり
ウ 平 面 図		別添「レイアウト図」参照

3 出店条件

(1) 県への申請について

ア 県有財産使用許可申請書

年縞博物館のカフェを使用するにあたり、県有財産使用許可申請書を県に提出し、使用許可を受ける。

イ 行政財産使用料

年額249,740円（令和7年度実績）

※契約期間が年度途中で開始または終了する場合は、日割計算とする。

(2) 営業期間

令和8年4月頃～令和11年3月31日（予定）

※営業の開始時期については、福井県年縞博物館と協議の上、決定する。

(3) 営業内容について

別紙1「福井県年縞博物館カフェ出店者募集仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

4 応募資格

- (1) 福井県内に本社など主たる事務所等を有している法人、または福井県内に住所を有する個人であること。
- (2) 飲食業の運営に必要な許可・免許等（食品衛生管理者等）を有するものであること。
- (3) 法人または主に運営にあたる者の飲食・喫茶業の経営に携わった経験が3年以上あること。
- (4) 県税の滞納がないこと。
- (5) 福井県が行う指名競争入札に関する指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われているものでな

いこと。

(7) 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体またはそれに属する者でないこと。

5 応募方法

出店を希望する者は、応募申込書を提出したのち、出店申込書および企画提案書を提出すること。
企画提案書は可能な限り具体的に記入すること。

(1) 応募申込書の提出

ア 提出書類 応募申込書（様式1）
イ 提出部数 1部
ウ 提出期限 令和8年1月21日（水）17時までとする。
エ 提出方法 郵送または電子メールによること。※郵送は提出期限日必着
オ 提出先 〒919-1331 三方上中郡若狭町鳥浜122-12-1
福井県年縞博物館
電話 0770（45）0456
電子メールアドレス varve-museum@pref.fukui.lg.jp

(2) 現地説明会

ア 日 時 令和8年1月23日（金）10時から11時まで
イ 場 所 福井県三方上中郡若狭町鳥浜122-12-1 福井県年縞博物館
※現地説明会には必ず参加すること。

(3) 質問の受付および回答

ア 質問は、質問票（様式2-1）により行うものとする。（郵送、FAX、電子メール）
イ 質問の受付期間は、公募開始以降、令和8年1月26日（月）17時までとする。
ウ 回答は、回答票（様式2-2）により、応募申請者全員にFAXまたは電子メールにより行う。

(4) 出店申込書の提出

ア 提出書類
① 出店申込書（様式3）
② 法人または主に運営にあたる者の業務運営の実績（様式4）
③ 参加資格に係る誓約書（様式5）
イ 添付資料 提出書類の添付資料として次の書類を1部提出すること。
<法人の場合>
① 定款の写し
② 登記事項証明書
③ 企業概要（事業概要、組織、社歴等記載のもの）
④ 直近3期分の決算書
⑤ 県税の滞納のない旨の証明書
<個人の場合>
① 身分証明書の写し
② 登記されていないことの証明書
※後見登記等ファイルに記録されていないことの証明
ウ 提出部数 各1部
エ 提出期限 令和8年1月29日（木）17時までとする。
オ 提出方法 持参または郵送によること。※郵送は提出期限日必着
カ 提出先 5（1）オに同じ

(5) 企画提案書の提出

企画提案書の内容は別紙1の仕様書の内容に即し、別紙2の「企画提案書作成要領」により作成するものとする。

ア 提出書類	企画提案書（様式6）
イ 提出部数	10部
ウ 提出期限	5(4)のエと同じ
エ 提出方法	5(4)のオと同じ
オ 提出先	5(4)のカと同じ

(6) 応募費用の負担

今回の公募への応募に際して必要となる経費はすべて申請者の負担とする。

(7) 提出辞退

出店申込書の提出を行った後に企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を、上記5(5)の提出期限までに提出すること。なお、企画提案書提出の辞退は任意であり、辞退による不利益な扱いはない。

(8) 企画提案書等の情報公開

企画提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、また、県民等からの情報公開の請求に応じて、企画提案書その他の関係資料の情報公開を行う場合があることを了知の上で応募すること。

6 出店者の選定について

有識者等で構成する福井県年縞博物館カフェ出店者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、応募者によるプレゼンテーション等による審査を実施のうえ、選定委員会により選定する。

(1) プrezentation

ア 場 所	福井県年縞博物館（予定）
イ 日 時	令和8年2月5日 14:00～（応募者に別途通知）
ウ 提案時間	1応募者につき25分（説明15分、質問10分） ※プレゼンテーションに参加できる者は、1応募者につき2名までとする。
エ 準 備 物	プロジェクターを用いる場合は、電子データをUSBメモリに保存の上、持参すること。配布資料がある場合は、10部準備すること。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、提案者全員に通知する。

7 選定の取消しについて

次の場合には、出店者としての選定を取消すものとする。

- (1) 正当な理由なくして、県の指定する期日までに行政財産使用許可の手続きに応じなかったとき。
- (2) 出店者の選定から行政財産使用許可を受けるまでの間に、出店者の資金事情の変化等により店舗の確実な運営が履行できないと県が判断したとき。
- (3) 提出された書類に虚偽が判明したとき、または著しく社会的信用を損なう等により、事業者としてふさわしくないと県が判断したとき。

なお、上記の理由により出店が取消された場合は、他の企画提案者の中から総合的に審査し、出店者を決定する。